

藩政確立期における新田開発の展開

——津 軽 藩 の 場 合 ——

浪 川 健 治

新田開発についての諸研究は、その歴史的意義に関して、特にその封建的小農民の自立―近世封建制の社会的基底たる本百姓体制の基本的完成に求め、また新田生産力に関しては畑作新田の生産力上昇による商品経済の展開を指摘した。⁽¹⁾

特に近世初―前期では、基底に、「小農自立」政策の存在を見て「小農自立を可能にする具体的条件として新田開発が存在」していたと位置づけ、「初期の新田開発は耕地の拡張、年貢の増加などの経済的必要を満たしたと同時に牢人問題の一処理方法という社会問題的性質」と、「開発の実現を通して小百姓を多数分出させ、百姓経営数の増加という江戸時代封建領主の基本的農民政策を開花させる挺子」となり、その開発主体として牢人・在地土豪が開発請負人となって推進したとされる。⁽²⁾

右は幕府の新田開発についてであるが、諸藩においても頻繁にみられる。例えば、仙台藩における「奉公人新田」、金沢藩「給人開」等、藩士知行新田が開開されるが、順次的にそれらは、藩営化ないし藩士知行新田の否定の方向をとる。この動向は、基本的に個別藩における藩権力の確立にとまった給人知行権≠開発権の制限・否

定、同時に藩権力による直接的開発への転化を意味すると思われる。

幕藩領主権力にとって新田開発は、武力による領地拡張の道を塞がれた近世大名の意識的な政策のあらわれであり、重要な位置を藩政上にしめるものである。そしてその開発にあたり、現実の担当者が誰であるにせよ、目的は幕藩権力の年貢量増加の一大政策としての増徴にあったといえよう。

津軽藩においては、新田開発は以下論述する所であるが、結果的には、藩財政拡大―家臣団再生産の物質的基礎として行なわれ、それは地方知行制下の給人知行権と大きく関わりつつ展開し、直接的には「手作」下級給人を増大させていった。

小論では津軽藩を例として、新田開発がいかなる意味内容を有し、いかに展開していくかを藩制確立期に視点を置いて検討する。

そのため前提として寛文期に至るまでの開発についてふれておく。津軽藩における開発は一般に新田も含め「派立」と称される。もともとの意味としては、「始める。着手する。企てる。」⁽³⁾という事であろうが、史料上「派立」とあるものの多くは何等かの形で新田と

関係があるようである。藩政成初期については十分でなく、後代に編纂された『家記』等から類推するしかない。これらによれば、元和寛永期の「派立」は、「自他無縁の者」の有付と、数年にわたる歟下年季の設定を行っている。そして「派立」にあたった人々について、その階層をみると次の如くである。

○ 北村 久左衛門⁽⁵⁾

祖父は従五位、河村山城権守季高の裔、弥助と称し、細川氏に仕えたが天文年中に戦死、父を北村平右衛門完統、浪人の後、慶長五年七月に近江で初代藩主為信に召抱られ（五〇〇石）、関ヶ原の戦いに旗奉行として出陣、二代藩主信枚の代には深浦城代となり、元和四年死去。久左衛門宗容は正保元年に加増（五〇〇石）を受け、「年寄役」をつとめ慶安元年死去。

○ 工藤 小左衛門

父を太郎左衛門武重といい、天正年中に知行高三〇石で新規召出、「大光寺村近郷五ヶ村支配頭」となり、元和五年に柏木野へうつり、「以御威光」「御派取立並田畑開発方へ取付」て、同六年に隠居し、悴小左衛門武行の家督となり、武行も引続いて開発に従事し、寛永二年に「開発方成就」し、「同三年御加増トシテ新知七十石下置レ新知士仰付ラレ」たといわれる。

ここにみられる如く、元和寛永期の開発「派立」は、前者では五〇〇石（後一〇〇〇石）という藩重臣層、或は後者の「大光寺村近郷五ヶ村支配」という在地に勢力を有することを窺わせる知行高三〇石という者など、多様な階層により担われており、後述する

「小知行派立」もその一型態としてあった。⁽⁷⁾

こうした多様な階層に担われた「派立」を行なわしめたものとして、元和・寛永末年の飢饉があり、その復旧策としての意味が指摘⁽⁸⁾されている。

第一章 「小知行派立」をめぐって

元和・寛永期という藩政成初期における開発が前述した如くの特徴を有していたのにくらべると、寛永期を初めとする藩政確立期のそれはかなり異った様相をしめしている。

すなわち開発が「小知行派立」「御蔵派立」という二形態に中心を置き、その主体として「小知行」が主柱となってくるのである。

本章では、この「小知行派立」をめぐる諸問題についてを検討することとしたい。

一、「小知行」について

「小知行」とは津輕藩独自の軽輩下級武士と称される。先に津輕藩の新田開発を取り上げられた菊地利夫・奥本算人両氏はそれぞれ次のように規定されている。

菊地氏は「小知行」を「隠遁武士に起源をもつ豪農や武士であり、豪農は派立後に小知行・新知士という土籍に列し」⁽⁹⁾た者ととらえ、奥本氏は「小知行とは後の足軽であって、更に郷足軽・足軽警固と分れる。つまり小知行は軽禄の武士の一般的呼称であって特別に組

を成していたものとは思われない⁽¹⁰⁾とされ、「小知行」＝足輕としてとらえられている。

両氏は右のような理解に立って「小知行派立」を、開発への恩功としての「小知行」→「新知士(馬廻)」⁽¹¹⁾という身分の上昇の点と岩木川下流低湿地帯開発の困難性による「小知行派立」の挫折→「御蔵派」の展開を、「小知行派立」についての共通的理解とされている。

このように「小知行」について、その特徴的諸点に関しては不明なまま「派立」について論じられている欠点を指摘しえよう。そこでまず一応「小知行」について若干述べておく事とする。

『津輕興業誌』は「小知行と云ひ新知士と云ふは皆開発に大に功を立たる人共也」とし「小知行とは開発の田地半高を以て禄とするを云ふ」⁽¹²⁾、また『奥富士物語』は「元は御足輕を小知行或は郷足輕等云ひて、大勢込に而被召」⁽¹³⁾たとしており、これら諸書からは十分な答を得ることはむずかしい。

そこで、その一面を知るために、元和五年の川中島転封(幕府への働きかけ等により中止)⁽¹⁴⁾の際、藩主に臣従を申し出た小知行八三人についてみてみよう。

まず「表1」についてであるが『津輕一統志』の割注に指摘される如く、「八十三騎」と称された「小知行」の大半が、村名をもって姓とされていることを示しており、彼らが各村落において在地に一定の勢力を有していたことを推測せしめる。

〔表 1〕 小知行一八三騎の姓名について－「津輕一統志」による

村名をもって姓とする	58
町名	1
姓名を有する	17
不明	7

〔表 2〕 小知行一八三騎召抱時知行高表

召抱時 知行高	為信	信枚	不明	計
〃		1		1
20	3	1		4
25	1		1	2
30	24	3	19	46
35	1			1
40	1			1
45			1	1
50	9	1	6	16
	1		2	3
計	40	6	29	

為信：永禄10年～慶長12年
信枚：慶長12年～寛永8年

〔津輕一統志〕
〔信枚公恩知百石宛被宛行覚〕
〔83騎家筋〕

次に「表2」は、「小知行」が、いつ頃、どの程度の知行高で召抱となったかを表わしている。これによると大部分は為信時代に三〇石程度で召抱となっており、全体的にも(a)為信時代に多く、かつ(b)その知行高は三〇石が圧倒的に多いのである。この表から除外した二例は、(i)中村弥右衛門―慶長一七他家督七〇〇石安堵、「浪岡

城差置」として先祖は一〇〇貫をうけていたが、元和元年に召上となり三〇石無役となった。(2)相内村治兵衛・追良瀬・広戸両村に知行地を有し、為信代にその知行高は五〇石であったが、後に召上られ新たに信枚代に相内村に五〇石の知行が認められた。すなわち、この二例は「小知行」が(1)旧臣層の没落の結果、また(2)各村落の在地武士層の取立の結果として生まれたことを示している。

この「小知行」について山県村⁽⁴⁵⁾についてみると、「小知行」は同村の「手作給人」の基本的部分であり、「非手作」給人、および「小知行」でない「手作」給人と、その一村内における知行高をみると圧倒的な集中を示しているのであって、譜代上級家臣を中心とする「非手作」地方給人知行地の分散性と相違を示している。

同じく山口村の「小知行」について、一村内の知行高の分布を示したものが「表3」である。

〔表 3〕 明暦二年
「山口村諸給人御検地之帳」
による。

知行高	「小知行」人数
0-1	1
1-	3
5-	1
10-	
15-	6
20-	2
25-	2
30-	1

すなわち、同村の「小知行」の知行高は一〇石を境としていることが明確である。しかも一〇石以下の層はいずれも検地帳に「水木

宇左衛門取立」と記載され、明暦段階か近い時に「取立」られた存在である。この部分の知行高は、同村における農民持高の低位に相当している。ところがすでに当時「小知行」であった者は、平均して知行高が「取立」層の三倍以上となっているのであって、このことは「小知行」が、藩士によって農民身分から「取立」られ、その後、順次的に知行高が増加されていくことにより再生産される存在であることを推定せしめる。しかも「小知行」は、同村を例とすれば、「小知行右衛門太郎」「小知行新助」「小知行弥四郎」が、「御蔵(百姓)」の国十郎・作十郎・喜蔵を「打出百姓」として検地帳に名請させているのであって、小百姓を「打出」＝分出させ得る複合家族的経営をその構造としていたものと思われる。

右のような「小知行」は藩制機構においてはいかなる位置を占めていたのだろうか。

寛文期においては、「小知行」は「小知行組」として、最下級家臣団としてあり、「小知行頭」の下にいくつかの組に編成され、「組頭」並小知行」という形をとっていた⁽⁴⁷⁾。その外に組を離れて、「郡奉行支配」「用人支配」等の下級職制に配されている場合もある⁽⁴⁸⁾。「小知行」は要約すると、知行高としては三〇石前後を中心とし、土豪の武士・没落旧族を元和期には核とするものの、明暦期には藩士による「取立」によって農民層をも含めて再生産されており、津軽藩地方知行制下における「手作」給人の中心をなし、後述する如く、新田開発の場合に顕著であるように「小知行」→「新知士(馬廻)」という身分の上昇を遂げることにより、個別津軽藩における

家臣団編成の根幹となったといえよう。

二、「小知行派立」

本節では、「小知行派立」の行なわれた二つの村落について検討し、「小知行派立」の実態についてみることにする。

まず初めに川倉村についてみることにする。同村については、延宝五年三月二四日付の「乍恐以書付申上」と題される史料により、開発の概要が判明する。それによると「川倉村之内新地三千石余」の地所を、同史料の提出者五人（毛内茂右衛門・川村彦兵衛・左野小三郎・鹿内小右衛門・工藤惣右衛門）と佐藤寛左衛門・福田源兵衛の七人で、「水貫普請」と「小知行取立」を上申した結果、寛文十一年三月に「右之普請被仰付」れた（第一条）ものである。その具体的な内容は（第二・三条）、「水貫」として用排水路を「大川（岩木川）」まで取りつけることであり、この普請中は「小知行役」の内、江戸への「登役」を代銀納||「登代銀」とし、ただし他の役については「冬中御役義相勤」としている（第四条）。こうして「水貫」の「普請」が完成した段階で、「千葉源右衛門・八木橋左兵衛」に「此方より差図仕可申付」とし、「二百余」を申しつけた（第五条）。この普請は、「人足四千八百七十九人」を要しており、¹⁹⁾銀三貫六百八十二匁一分」を「手前銀に而相究申」したのであり、こうして成就した田畑は「御郡奉行より為御見分と高橋源右衛門八木橋左兵衛を以申立」てた結果、「大分御為仕」ったとして藩当局から「爾今已後小知行役御赦免」を認められ、かつ「（小知行）組

頭に被仰付」れたのであった。

次に同じく「小知行派立」の行なわれた鶴ヶ岡についてみてみよう。²⁰⁾

この場合も、鶴ヶ岡の「高三千石之場用地」を「御新田に取立」て、その後「人数六十六人仕立可申」きことをその内容としている。

それは具体的には、同所で「川除水抜江溝等普請」し、「段々郷御足輕仕付」ることであり、開発の条件として「年季之儀は七ヶ年休」とするとしている。これらの普請・有付を行う、すなわち新田開発にあたるについては「警固には高五十石宛並御足輕には高三十石宛」を「被下」ることが、反対給付として藩に要求されているほか、特に鶴ヶ岡開発の中心的存在であったと思われる相馬基助・渋谷兵左衛門は「御新田人数並普請等成就」した場合、「両人之儀は御新田頭に被仰付高百石つゝ右御新田之内に而被下置」ることを求め、寛文十二年四月、戸田七郎兵衛を経て藩当局に開発の許可を申請し、同年八月十七日に許可され、天和二年には寄子のうち「六十六人年季明」けている。

この鶴ヶ岡開発の「普請仕様」は同史料によれば次の如くである。すなわち川倉村同様、岩木川へ抜ける用排水路の設定がその内容であり、この普請に要した労働力・費用は

……略……

右惣歩数一万四百拾七人

此日傭銀六貫四百九拾目一分樋代共入

内

式貫式百五拾目一分 郷足輕出之

老貫式百目 警固四人出之

三貫目 甚助兵衛門出之

不十分ながらこの二例を総合して「小知行派立」をみると次の様に理解されるであろう。

基本的な「小知行派立」の内容は、用排水路の設定と農耕に従事せる「小知行」取立から成るが、第一の問題は「水貫普請」II用排水路の設定であって、「小知行」取立はそれらが「成就」してからか、または同時進行的に徐々に行なわれる。その開発の主体は川倉村の場合、明らかに「小知行」であり、鶴ヶ岡村についても「警固」以下は「小知行」身分であり、相馬甚助・渋谷兵左衛門についても「新田頭」という形で「高百石」を「御新田」の内に与えられていることからみて、「小知行」身分ないし「手作」給人と思われる。すなわち従来言われた如く、「藩士」によって「小知行」が取立られて「小知行派立」が成立するのではなくして、実際は「小知行」が、前者の場合、千葉源右衛門・八木橋李兵衛、後者では、戸田七郎兵衛を中継して藩当局に開発申請し、その結果、成立するものにとらえるべきであろう。

「派立」の遂行については、両史料によれば、その普請費用は「派立」を藩当局に申請した「小知行」らが分担しており、これによる限りでは各「派立」について藩からの資本面での助成は無く、鶴ヶ岡の場合では、その分担金の多少が知行加増の根拠の一つとなっ

ている。一方、藩当局は開発にあたっている「小知行」に対して、「小知行役」のうち「登役」の代銀化をもって開発負担の軽減にあてているほか、新田それ自体については歟下年季を設定している。その期間は鶴ヶ岡村の場合、「悪所之儀に候間年季之儀は七ヶ年休に被仰付」れたとしていことからみて、大体五年以下ではなかつたかと思われる。

また用排水路設定につづく耕作者II「小知行」の取立については不明の点が多いが、川倉村の場合、取立は千葉源右衛門・八木橋李兵衛に「此方より差図仕可申付」としており、開発を申請した「小知行」が直接、取立を行なっていないことは注目される。

さて右のような内容を持つ「小知行派立」は成就した段階で、郡奉行の見分を受けることとなる。そしてこの見分が藩当局により承認されることにより初めて開発に対する反対給付が与えられるのである。それは具体的には、開発の主体II申請者であった「小知行」に対し、川倉村の場合は「爾今己後小知行⁽⁶¹⁾と申す」と、「与頭」への身分の上昇であり、鶴ヶ岡村では開発費用の分担に応じた加増と、中心者二名の「新田頭」への任命が、前者の場合は藩当局により行なわれ、後者では開発の条件として認められている。ただしこの川倉村と鶴ヶ岡村における差異は本質的なものではなく史料の性格によるものと思われるのであって、「小知行派立」の成就により、「小知行」は加増と身分の上昇を同時に得たものと思われるのである。

三、「小知行派立」と藩権力

本節においては、藩権力が個々の「派立」に対して、いかなる規制を行い、その展開を規定しているか検討したい。⁽²²⁾

寛文八年正月十八日、藩は次の法令を発した。

御家中江新地被下候地所御定之覚

一、原子より下

一、さくみ御派之下

一、広須御派之下

右之通新地書上請取可被申候以上

寛文八年正月十八日

北村与左衛門殿

岡 文左衛門殿⁽²³⁾

これによれば寛文八年段階で「新地被下」るべき場所は、いずれも岩木川の中・下流より北方に限定されることとなるが、問題は単にそうした地域的限定にとどまらず、同史料中にある「新地書上」とはいかなるものかということ、またそれは（藩権力が個々の開発にあたりそれを請取ること）何を意味しているのかについてである。この「新地書上」を通じて、前述した本節の目的、「小知行派立」における藩権力のあり方をみることにする。

「派立」|| 開発についての基本的な津軽藩の方針は寛文八年三月の「覚」⁽²⁴⁾により知ることができる。「覚」は「御家中無残」申し渡されている。同史料は開発に関し、まず、「前々書上仕申請候新地」に対して、「脇々より開候を其通に仕置普請等させ」ておいて後に申

し立てても、「先書上江も不片付 御公儀江可被 召上」る。また、特に「開候て二年迄先書上江片付可申候、三年めハたとへ不存候共申分ケ立ましましき事」としており（第一条）、このことは「書上」を行った新開予定地の放任を規制したものであり、特に三年以上は特にその強い規制の対象となっているのは注目されよう。

第三条は「新地書上無之」き場所については、「ひらき申間敷」と「新地書上」された以外の土地、すなわち藩に開発が許可された以外の土地の私的開発は禁止されると同時に、「新地書上」されても現在、未だ開発に取りかかっていない土地についても、「ひらかさるうち在々之もの草よしかり候共違乱不仕からせ可申事」として、その囲い込みを禁止しているのである。

さらに第二条・第四条においては、「自分知行之外」は「私にはり申間敷」（第二条）「川端より式十間之内田地に開き申間敷」としており、「新地書上」されて開発地として認可された土地であっても勝手な普請は禁じられており、このような普請・開発を行う場合は「御郡奉行江相断指図次第」にすべきことが明記されている。

この史料によって個々の開発地は、「新地書上」という文書を通じて藩の許可の下に設定されることが明確であり、しかも史料は未開地の占有化の禁止や用排水路設定などの実際の開発|| 普請を行なうにあたっては、藩|| 郡奉行による「指図」、すなわち藩権力による規制・監督のもとに初めて実現されることをも規定しているのである。

右のように「新地書上」は開発の根拠であり、いわばそれを通じ

て藩権力は個々の開発を掌握しているといえるのであるが、それは藩機構上、次の様に処理される。⁽²⁵⁾

「新地書上」は、まず郡奉行に提出され、それは「御用所」へと差上られるのであるが、この時、郡奉行所には「地所吟味之為」として「一通」ならば「野竿之帳面」が保存されている。「御用所」へ送られた「新地書上」は、そこから勘定所へまわされ、勘定奉行は「野竿之帳面」を請取り「年期明之吟味」にあたるのが規定されている。すなわち、郡奉行→勘定奉行機構は、「新地書上」と同時に「野竿之帳面」を把握している。

右のことを、郡奉行がその職務として、「新地出入」を「落着可申付」きとされ、また各開発地に対して「百姓数多在付」を「派頭并に肝煎」に堅く申しつける等の、開発⁽²⁶⁾に「派立」に関する監督権・裁判権を賦与されていることと考えあわせた場合、開発主体を「小知行」とし、その「手前銀」を以って行なわれる「藩士知行新田」の性格をもつ「小知行派立」ではあるが、それは具体的には「新知書上」を通じて、一元的に藩権力・郡→勘定奉行機構に掌握されていることが結論され、そこでは自からを「調停者」として扱っていたのである。

四、「小知行派」村落をめぐって

さて「小知行派立」は、その内容の一つとして、多数の（例えば前記した如く「六六人」また二〇〇余）「小知行」を「取立」て、開発地に有付けることを任務としていた。

右のことは、多数の「小知行」が有付けられた新田村落の構造を

〔表 4〕

古村（本町村）新田村（金木村）村落状況（天和四年）

		金 木 村		本 町 村	
田	御蔵	499人役2歩		262人役8歩5厘	
	給地	1805人役7歩		832人役	
畑	御蔵	54ツ役2歩		30ツ役4歩	
	給地	326ツ役4歩		186ツ役4歩	
屋敷	105軒	御蔵抱屋敷	9	御蔵抱屋敷	7
		御蔵一年作屋敷	33	御蔵一年作屋敷	7
		給人屋敷	62	給人屋敷	21
		鍛冶屋敷	1	裏屋敷	5
「手作」給人	郷足軽	26		小知行	2
	郷警固	1		用人・郡奉行支配	5
	組足軽・組警固	4		支配・組・与力	13
	代官手代	1		不 明	1
給人	小人・ぞうり取	5			
	不 明	3			

1人役=1ツ役
= 200歩

金木村分は枝村も含む
枝村分20軒

金木村『金木郷土史』
本町村「大光寺御代
官所本町村御蔵給地田畑
屋鋪其外諸品書上帳」

して、いわゆる古村と比較した場合、特異な様相を示すことを必然化した。

本節では、このことを新田村として金木村を、古村として本町村を取り上げ検討することとした。

金木村は、総田数二三〇四人役九歩、うち給地一八〇五人役七歩

であり、蔵入地四九人役二歩。本町村は、総田数一〇九四人役八歩五厘、給地八三二人役、蔵入地二六二人役八歩五厘となっている。「表4」は、両村の田畑、および屋敷数とその構成、また各村において「手作」を行っている給人の身分、人数についてしめしたものである。

さてこの「表4」から以下のことが指摘できよう。

(1) 屋敷数をみた場合、一村内において「御蔵抱屋敷」―蔵入百姓―の少なさが目立つ。

(2) それに比して、「給人手作」―給地層の広汎な展開がみられる。

この二点は両村ならび他村についても同様にみられ、地方知行制下の津軽藩の村落構造の一般的傾向と思われる。

にもかかわらず、両村の間においては、

(1) 広汎な展開を示す「手作給人」に代表される給地の比率が、金木村に圧倒的にしめされる。

(2) さらに、その「手作給人」の身分をみるなら、金木村では「表4」の如く、「郷足軽」「郷警固」がその中心となっているのに対し、

本町村においては、上級給人（基本的には城下集住）の「組子」

「支配」または「郡奉行支配」「用人支配」を中心としていることが明白である。

(3) 「表4」中屋敷のうち、金木村においては、その村内に「鍛冶屋敷」を有している。これは金木村を含め古村にはみられない特色といえ、開発のため必要な農工具等の修繕を行っていたものであろう。

(4) 「表4」には示さなかったが、本町村の場合では周辺各村との間に広汎な出入作関係が展開している。ところが金木村では僅かに嘉瀬村に一〇人役越石となっているのみである。このことは本町村なり金木村の特別な事情も考えられるが、一般的に古村部においては顕著な出入作が展開している。

といった明確な相違点が指摘されるのであって、「小知行派」新田村落は「給人手作」に支えられる「小知行」（郷足軽）の広汎な展開を特色とするのであって、藩の直接的権力基盤たる「御百姓」「御蔵百姓」は増加せず、このことは後に、藩主導の開発が「小知行派」にかわり行なわれる基本的要因となっていくのである。

以上、「小知行派立」についてのべた。その場合、藩による規制とその具体的あり方は、この形の新田が、いわゆる「藩士知行新田」としてありながらも、そこには藩権力による一定の統制が行なわれていたことを示している。

そして開発の成就によって「小知行」らが「与頭」となり、「新参士」（「馬廻」）となっていく事実は、開発が同時に、下級給人を中級給人へという形の新給人の組み込み策として、給人再生産を行う体制的な上昇の途として機能していたことをしめしている。

寛文期に頻繁にみられる「小知行派立」を整理するならば、(一)生産物地代米の、いわば平面的な、すなわち面積拡大の方向による増大、すなわち、その限りでの藩財政の一定の確立の基礎を固めた

ことと、(c)開発を行うことによる新下中級給人の再生産―新たなる家臣団形成の二つの意義を有したといえよう。

しかしながら、そこにこそ藩政確立期において新田開発が政策的に転換していく基本的要素が内包していたのである。

第二章 「御蔵派」をめぐる

寛文期の新田開発のうち「小知行派立」の問題について前述したが、本章では同じく寛文期の開発―「御蔵派立」について検討する。

一、いわゆる「御蔵派」について

研究史的に「御蔵派」は次のように定義されてきた。すなわち、「『御蔵派』すなわち藩の直営による開田」として、「御蔵派は、小知行開発のできない土地に対する開田策で、新田奉行を任命して監督させ堰奉行・普請奉行を置いて水利面を担当させ、⁶⁹人寄役⁶⁹を設けて他領からも百姓を呼び寄せて実施したものである。そして一〇年間の年貢の免除、飯米・家屋建築用の木材を支給するなどの保護策もとられた⁶⁹」。このうち「小知行開発のできない土地」とは具体的には、岩木川下流の低湿地帯を指している。すなわち、(a)「御蔵派」とは、藩直営であり、(b)「直営」とは新田奉行の管轄下におかれ、水利面が藩権力に一手に掌握されるとともに、全面的な藩の保護が行なわれることであること。(c)こうした「御蔵派」が展開するに至る基本的理由の一つは、地理的なものであったこと等を

特徴としている。これが共通的な「御蔵派」の認識⁶⁰と思われる。

右のことは、しかしながら、史料上実際に確かめられているとはいえず、特に寛文期のそれについてまず検討してみたい。

「御蔵派」について、寛文二年十二月十六日条の『藩日記』は以下の記事を伝えている。

まず(1)広須新田に関して、小知行三上弥五左衛門・同三上茂左衛門の申し立てであるが、それは、鳥屋跡高二五〇石を「御蔵派」に仕立てたいとし、それについて「五年休」の年季を藩に要求し、「随分端立可申」として「年期之儀も五年休に」申し付けている。(2)同前の二人と赤石清右衛門・津島長左衛門が、広須六千石の「御派」の堰普請が成就したとして、来年から「人迄寄」せて、「蔵派」に仕立てるので、それにつき「小知行御赦免」を願ひ出たものであるが、藩はそのうちの「登役ハ赦免」とし、「御国役ハ御勤」として「御派随分取立候様」に申し付けている。(3)浮田村の高三千石の土地について三浦権兵衛が、それを「御蔵派」に仕立てる旨を記し、それについて、中村河から「堰上ケ」を行うが、人足を大勢必要とするのであるから「手勢にて成兼」とし、「御人足御助」と「年期五年休に被仰付被下度」の二点、さらに「成就仕候ハ、新地加増七拾石被下度」旨を願ひ、これについて藩は「随分手勢にて堰普請仕御派仕立可申」き旨を申し付け、加増の件については、「御下向に得御意可申付申付」たのである。

さらに、この条の(3)の三浦権兵衛は、同じ「御蔵派」の開発についての願ひ出を藩に提出したことが、寛文三年五月十二日条の『藩

日記』によって確認されるのである。

それによるならば、権兵衛は「小知行役」として「江戸登」を申し付けられたのであるが、旧冬（二年十二月）浮田野御派開発にどうかかっており、「大分之堰普請之儀」を理由とし、「罷登候てハ普請仕儀不罷成」ので、「登代銀」に仰付られるように書付を提出し、藩は、その通りに、「先当年斗登代銀百四拾匁掛させ」るよう指示しているのである。

この寛文初年の『藩日記』の記事にあらわれたところの「御蔵派」について整理をすれば以下の如くとなると思われる。すなわち、

(一)「御蔵派」は、「小知行派立」でみたと同じく、「小知行」の申し立てにより設定されること。

(二)しかも、申し立てを行った「小知行」が、三浦権兵衛の例にみられる如く、「江戸登」することで、「普請仕儀不罷成」る事態になる事は、彼らが個々の「御蔵派」の開発に直接的に携わり、その責任者としてあったことを意味している。

(三)「御蔵派」としての開発は、(a)歟下年季が五年休として設定されており、かつ(b)申し立てを行った「小知行」の「小知行役」(「登役」)が「登代銀」化されるとともに、(c)「手勢にて成兼」る場合には、「御人足御助」を受けること、さらに(d)「御蔵派」開発に対する「新地加増」が与えられること。

右の諸点は、明らかに寛文期の「御蔵派」が「小知行派立」同様、個々の給人の下に展開する性格のものであることを示していよう。

また、寛文期にあったは、これら開発が藩—新田奉行により管轄されたものでないことは、これら日記の事項が、直接的に「小知行」からの申し立ての記載をとっていることから窺われよう。

すなわち、前述せる「御蔵派」理解(「藩宮新田」としての)は、寛文期のそれについては妥当でなく、また「御蔵派」の展開を「小知行派立」の挫折に求める、「小知行派」↓「御蔵派」という単純な理解⁽⁶¹⁾も同様、正確ではない。

二、「御蔵派立」

前節において、従来の「御蔵派」理解について否定的な見解を述べた。本節においては、それでは「御蔵派」をいかに理解するかについて論述したい。

まず問題となるであろうことは「御蔵派」という名称そのものである。従来の理解が成立する一因として「御蔵」を藩として解していたのではないかと思われるのだが、果して、この「御蔵」とは何を意味していたのか私見を述べてみたい。

この場合、参考となるのは、前述した「小知行派立」、また「か⁽⁶²⁾いこ派」「水夫派⁽⁶³⁾」といった用例において、それぞれ「小知行」「か⁽⁶²⁾いこ」「水夫」といった語句と「派立」がいかなる関係にあったかということである。

前節において「小知行派立」は、簡単にいえば藩士または「小知行」により藩に申し立てが行なわれ、開発地に「寄人」として「小知行」が有付られる形の派立であった。この場合、「小知行派立」

の「小知行」とは、開発を申し立てた開発主体を指すか、または有付られた「小知行」を意味しているか二通りに理解されよう。

しかし前者の場合では、当然、藩士も含まれるのであるから必ずしも妥当であるとはいえず、むしろ後者の耕作者の身分性格を意味しているという理解が正しいのではないかと思われる。

さらに「かいこ派」「水夫御派」といった場合では、それぞれ養蚕や漁業を行うにあたって、その物質的な基礎を開発||「派立」によって確立するという意味を持っていたものと思われる。

右のことを考えあわせて「御蔵派」についてみるならば、特に「小知行派」を参考にすると、「御蔵派」とは個々の開発地に耕作者として有付られた人間の身分が、「小知行」といった身分ではなくして、地方知行制下における農民のうちの「御蔵百姓」であることの意味していたのではないかと思われるのである。

まずこのことを私見として述べておき、「御蔵派」の検討を行い、確認してみたい。

延宝六年九月二十三日条の『藩日記』は、唐牛与右衛門が申したてた「御派」についての記事を所載している。それによるならば、「今度被仰付候御派之儀」は「下ハ横淵より上ハ昼飯喰場迄」の「御派普請可任御事」であった。唐牛与右衛門はこの「御派取立」も「拙者一分之物入にて可仕」とし、「寄人御百姓仕立」ること、「堰普請堰之道程都合八千間程堰数七ヶ所にて堰上」することを具体的に挙げ、「地所皆開揃候得而より五年の間年季と御定被仰付度」き旨をのべ、さらにこの開発については「従御公儀様御物入之儀少

も御入不被遊御派成就候様」にと付け加えている。

この開発の成就について、すなわち「田畑共千石開揃御百姓共差上可申」きことができた場合には、「外に開地一分之情」として「山之手代十二人鈴木彦兵衛山見之弟子兼而より申付候」に對し、「此もの共三十石宛都合三百六拾石」、また「此外に御派之組頭寄せ之者五人可申付と奉存候」者に「一人五十石宛二百五十石被下置度」くとのべている。

さらに砂子瀬村と村市村について、前者は「御派之苗代仕度候由」をもって、後者は「御派取立申扶持方米種物入」を理由として、両村を「拙者支配」にすることを求め、村市村の六人の「御百姓」についても、「普請御派之案内所之もの故存候間」を理由とし「自己支配」に仰せ付けられた旨を上申し、いずれも「随分入精取立可致由与右衛門江以裏判申渡之」されているのである。

この事例は多くの問題点を含んでいるのであるが、さしあたり以下の事は確認されよう。

この「派立」は唐牛与右衛門が「被仰付」れたこと。さらにこの開発は「小知行派立」同様、費用は「被仰付」れた者の自費によって行なわれ、その内容は用排水路の設定と耕作者の有付であること。また成就にあたっては「開地一分之情」としての加増が認められていたこと。さらに開発成就を可能ならしめんがために周辺村落を開発人の「自己支配」とすることもあり得たこと等である。最後の事項は「小知行派立」の場合では例がなかったが、他の点はほぼ同一である。しかしながら決定的に違うことは、有付される耕作者が

「御百姓」は御蔵百姓であることである。

右のことを前述の考察とあわせ考えるならば「御蔵派」とは、基本的には「小知行派立」と同じ形式であるが、その差異は、その有付にあったといえるであろう。

このような特徴をもつ「御蔵派」が成立するには、この唐牛与右衛門の場合の他に、明らかに「小知行派立」の行き詰り（例えば、水旱損等）を途中から、「御蔵派」へ切り換えさせた例も散見⁽⁶⁵⁾するが、このことを以って全面的な「小知行派立」の挫折と「御蔵派」への移行を想定することは不可能であろう。

三、「御蔵派」の展開

一・二節にわたって「御蔵派」について私見を述べ、その概要にふれた。その結果、有付られる者が「御百姓」―農民身分であるという決定的違いにも拘らず、その開発そのものあり方は「小知行派立」の場合と大差が認められないことを指摘した。とするならば、「御蔵派」自体についても矛盾の要素を含んでくるのではないかと思われ、本節ではこの点について検討してみたい。

寛文六年二月二十二条の『藩日記』は、各「御派」に次の様な指令が藩から行われたことを記している。

まず「渡辺次太夫取立御派」では、「組頭花田惣兵衛」ら四人に対し、当開発地においては以後、小知行の取立は無用であって「百姓と都合老人十人ツ、積りに仕立申候者弥組頭に可被付」とし、もし御百姓数が不足した場合は彼等を「並小知行」とするとしてい

る。

同様、「佐藤五郎左衛門取立御派」について組頭二人と組子九人から成っているが、それでは組子が一人づつ不足するとし、「弥才覚仕重て御百姓を仕立可申」と指示をしている。

「土岐弥助津島喜右衛門津島作左衛門取立御派」では、一戸弥三右衛門については「組子」を一人「仕立」てたので「組頭」に申し付けるとしつつ、同開発地の鈴木次右衛門・鹿内次五右衛門・土岐安兵衛については「組子不足」として、「是以来御百姓仕立可申」として「今迄に小知行と御百姓と老人手分（前カ）拾人宛之積りに仕立」ることを命じ、「不足に候ハ、並小知行に可被仰付」き旨を付記している。

最後に「太田市助三橋与兵衛取立」では、「与頭葛西七郎今四郎左衛門三上吉左衛門」について、「是以来御百姓を今迄之小知行と拾人ツ、の積りに仕立可申」とし、「拾人ツ、五六年之内仕立兼候」場合には「並小知行に可申付」きとしている。

これら記事から「御蔵派」開発にあつては「小知行組頭」一人につき、「小知行」と「御百姓」と合わせ一〇人がその耕作者として取立られることが規定されていたことが知れる。すなわち開発は右の人数を一単位とする開発により行なわれていたのである。

ところでこの『藩日記』の記事は、そうした規定にもかかわらず、現実には各開発においては耕作者数、特に「御百姓」が不足しているという状況を指摘しているのである。

すなわち、右のことは、「御蔵派立」が「小知行組頭」（おそら

く、個々の開発の申請者、または中心的存在であったと思われる)の「並小知行」への身分的降格という強制をもあえて藩権力が辞さないほどに、現実にはその開発の支柱を「小知行」に置いていたことをしめし、「御百姓」の有付は進行しなかったことを反映しているのであろう。

「御蔵派」について、従来の理解を検討しその誤りを明確にしつつ、一定の実像を述べた。すなわち、「御蔵派」とは「直営新田」としての性格は基本的に有しておらず、その開発には「小知行」が主体となっている等、「小知行派立」と類似が多く、両者を決定的に区別するものは有付られた耕作者の身分的相違であり、「御蔵派」という名称自体そこに起因していたこと。にも拘らず、現実には「御百姓」の有付は進行せず、「小知行」にその開発の支柱があり、それに対し、藩権力は強権的に介入し、「御百姓」の有付を行なわせていること。以上は寛文期の「御蔵派」の持った特徴であり、従来の如く、「小知行派立」から「御蔵派」へ藩の新田政策が移行するという説は基本的に否定されるであろう。

第三章 新田開発をめぐる藩権力の動向

第一章・第二章を通じ、寛文期の新田開発のうち「小知行派立」「御蔵派立」について検討した。本章では、こうした新田開発をめぐる藩権力の動向についてふれてみたい。

その場合、以下の三点が、主に考察の対象となるであろう。

一特に、法制面を中心とした藩権力の開発に対する規制と掌握。
二基本となる灌漑排水設備、その藩権力による管理。
三開発に伴う米生産物地代の、敦賀・大坂廻米のための、積出港への領内輸送体制の確立。⁽³⁶⁾

このうち、一については既に「小知行派立」との関連から若干述べておいたので省略する。また三、については藩政全体の問題として別稿に譲ることにしたい。そこで二、に焦点を置いて展開する。

一、灌漑排水設備をめぐる藩権力の動向

その具体例として、土淵堰⁽³⁷⁾についてみることにする。この用水路は、広須新田の用水確保を目的とするものであり、その起源は正保元年まで遡りうる。初めは長瀬堰、後に土淵堰と称されたものである。

この津軽平野新田地帯への大用水路の一つである土淵堰を例に、延宝期を中心にすることにする。

土淵堰の具体的な維持管理について、延宝五年に、藩用人岡文左衛門・吉村場左衛門は長瀬堰奉行に「長瀬堰奉行根帳」⁽³⁸⁾を以って指令している。

同「奉行根帳」によれば、この堰の管理は、農耕手順にあわせつつ、用水の円滑な利用を定めており、特にこの「根帳」が重点としていることは、その保護・補修にあり、堰の補修⁽³⁹⁾は「雪消次第」に開始され(第一条)、その普請にあたっては「所々村々

堰子之者共」を「依怙無鼻肩人足出サセ」ることとし、もし出役を拒否する者があれば、「逸々帳ニ付置、此方へ各並肝煎共判形ニテ帳面仕立」させておき、水争いの時分は、その者が「申分立間鋪」と規定している（第二条）。こうした普請への強制的出役が、単に水争いの時に不利になるといったことだけでなく、農民・給人を通じて「水下之者」に課せられていたことは、第九条の次の規定により明らかである。「普請之御御百姓諸給人共」のうち「可罷出モノ共之内若不罷出モノ有之」った場合、「其者共之家へ参鍋鋤斧鋸其外ニテモ其モノ共トカキ申金物之類取可申」として、「面々作申田地へノ水カカリノ為」という論理のもとに強制出役を貫徹し、その上、「後日水ヲ人並ニ取可申ト申モノ」については「水出入之時分ニ」申しつけるといふ形が、藩が調停者としてあるように見せつつ「水下之者」に対する普請を義務づけている。

こうして堰は、堰奉行・堰代官・肝煎という形をもって、藩権力による「水下之者」の出役強制によって管理・運営されていたことが明らかであり、その出役強制は、地方給人も例外でなく「其堰筋水下之者共田数ニ応ジ堰道具其外入方之割付ケ」によって賦課されており、出役拒否に対する藩権力の懲罰を伴う、一元的な強固な支配が、灌漑排水機構に行なわれていたといえよう。すなわち寛文一延宝期においてすでに、主要水利設備は、それを基軸とした開発が一定、藩権力より自立的に行なわれていながら、それ自身は完全に藩権力に掌握されており、直接・間接に藩権力が個々の開発に対する規制を行使しうる物質的物理的基盤となっていたといえよう。

第四章 藩営新田の展開をめぐって

第二章第一節において、寛文初期において「御蔵派」の性格を整理した結果、そこには「藩営新田」としての姿をみることは出来ないことを指摘した。

しかしながら、延宝から天和期にかけて新田政策が、「藩営」の道を歩むことが認められる。本章では、こうした「藩営」新田の展開とその性格をめぐる諸問題について考察してみたい。

一、「藩営」新田への契機と成立

「藩営」新田が明確には構想されたとは言えないまでも、一方で新田開発の藩政、特に財政に対し、「末々迄御重宝大成御田地に罷成」るものとしてその寄与を認めつつ、他方それが藩にとり「当分御物入」となる現状に立脚し、従来の開発法の上に立ちながらも、藩権力が新田開発に直接的に参加することを指向する事が明確となるのが、延宝四年「広須五所川原御派立先年御取立之覚」という史料によりうかがわれる。⁶⁹⁾

それによれば、広須のうち古川・相野・床前・五所川原の四ヶ所⁴⁰⁾について竹森弥太夫・福士甚左衛門・須藤惣右衛門・岡文左衛門に「御蔵派立」として開発にあたる様に依頼したが辞退され、それを強いて当地の「地所裁判」を行なわせた。このうち五所川原に関しては、前々から「小知行派立」が行なわれていたが水不足のため失

敗し、その後、原子助太夫がそれを引きついだのであるが、「大分之普請」を要するので、一たん竹森弥太夫に「預置」き、これを協議の結果、新たに「御蔵派立」とすることにし、「過分なる用水堰水抜土手普請」の結果、ともかくも成就したものであり、前三ヶ所の場合には「古来より荒所」で、出水しやすい低湿地として「年数打過」されていたのである。

右のような土地に対して、寛文四年五月に須藤惣右衛門に命じ、案内者として田村平左衛門・太田与助をつけて見分させ、後には残る三人にも見分させ「御蔵田地」と見立てさせたのである。その結果、新たに堤を設けこの水で「元広須御蔵給地への用水」をまかなうと同時に、その余水を以って「広須御派立」への用水としようにしたのである。そうして用水の完成した土地には、「御百姓二三年中に五百軒程も呼越」し「田地も先つ二千石計も開かせ」ることとし、寛文五年にはその計画見取図を藩主に提出、その巡見を受けている。この開発にあたっては、年季が一〇年休とされるとともに、「五六年も経候は、何れも見合少宛も御物成出させ」、それを以って「御普請」を申し付ける。「已来は上よりの御物入」を必要としないう形で、また「寄せ申候御百姓共をも日用に遣」うことで普請を行なわせることを「何れも初より如斯御定」めたのであった。ところがこうした開発は寛文五年以降は進展せず、それが為には有付た農民も「端々に散し」、また「及渴命候体成行申」したのであり、こうした状況への対策として、家老北村弥右衛門・渡辺治太夫が、これら四ヶ所の「派立」に要する物入を五〇〇〇俵として、特に五所川原をの

ぞく三ヶ所を対象に、「当分御物入」を覚悟しつつ、「末長く広大な御田地出来」を藩主に働きかけて「派立」への藩権力の財政的援助を行なわしめんとしたものである。

明らかに、そこには「小知行派立」や「御蔵派」というこれまでの開発策とは異った藩権力の全面的な参画が認められよう。しかしながらこの計画（寛文四年）が、翌五年には早くも挫折し、以後十二年間も放棄されたという事は、それは「藩宮」新田への起点をなしたことを示しつつ、なおそれが構想として確立していなかったことをしめすものと思われる。

右の動向が構想として結実し、具体的な開発が展開する。すなわち「藩宮」新田が成立するのは天和期の広須新田における開発である。この開発についての規定は、天和元年「広須新田御掟条々」⁽⁴⁾により明らかとなる。

それによるならば、新田についての従来の諸規制の順守を規定しつつ（第一条）、「田畑へ障無之分」について「不依御蔵給地其代官其地頭対談之上代地」を与え、「無遠慮普請」を行わしめ（第二条）るだけでなく、「古田之内たり共遂見分損田六双倍も開地於有之者可執立事」（第三条）として、新田の優先を認めているのである。

こうした普請（川除堰水抜土居）を行うにあたっては、その見立者などについては「遂吟味入用次第」に申し付けるとともに、その備錢については「其所に逗留中御賄被下」る事として藩権力が直接的に出すことを規定しているのである（第四条）。さらに「新田の御

年貢其外諸色入用之品々」については「両奉行以判形」って、「御用人裏判次第」に行なわせ（第五条）るとしている。

こうした開発を推進する財政的基礎は、「新田之田畑不定年期限発出来次第御年貢其相応ニ出させ普請等の入用に遣」い、また「新田住居之者」が「家作道橋入用之材木」を提供した場合には「山手役御赦免」という諸役免除の形で調達する姿勢がみられるのであって、基本的に新田開発を藩財政一般から切り離す形をとり自給化させることにその特色がみられよう。

さらにこうした新田開発の管理にあたって「新田所之堰奉行同手代」の「余役江戸上下」を免除し、その管理体制を確定している。

このように「藩営」新田においては、それを推進させる物質的基礎は、自給的に新田奉行―新田代官に管理・運営されるとともに、非自給的物質ならびに技術が、両奉行―用人という形で監督の下に移入されてはじめてその機能が発揮されるのであって、このことは藩権力の全面的な開発への掌握を物語っている。

二、「藩営」新田の展開

右のように「藩営」新田は、天和期において成立するが、貞享検地に代表される藩政確立過程をへ、元禄前期にかけて展開していく。本節では、その展開と矛盾について元禄中期にいたる過程のなかで検討する。

貞享二年から四年にかけ行なわれた地方知行制の俸禄制への変換の結果、当然、従来の給人知行権をテコとした「派立」は廃止され、

名実ともに「藩営新田」が展開することとなる。藩権力は貞享検地を基礎とし、次のような形で新田経営を推進していく。すなわち、貞享四年、従来の地方行制区画たる「遣」を「組」へと変え、そこから「新田」を切り離し、新田地帯を空間的にも、古村部における郡奉行―代官機構から除外して、新田奉行―新田代官という支配体系の下に自立させたのである。このことは、先の天和期にみられた「藩営新田」構想の実現とみてよい。このことはまさに新田政策の転換が藩政確立の動向のなかで一つの課題とされ、その規定を受けつつ展開していったことを示している。

こうして展開した「藩営新田」は左のように編成されていた。

「其頃より広須木造両新田諸役人

一、代官 弘前宅御馬廻加役並格にて

一、御蔵奉行二人 又は三人在宅勤以下同じ

一、御蔵目付二人 子ハ御馬廻ニ組入ニモ成

一、堰奉行四人 内土淵堰奉行二人御目見以上

一、普請奉行四人 御目見なし

一、御用医一人 嶋田一元葉種代二十俵とか御目見あり

一、請払役二人 袴役

一、代官手代四人 同上

一、御蔵手代二人 同上

一、御升取四人 同上

一、代官小使四人 同上

一、御山奉行二人 同上

一、山守四人 おかちにて帯刀

一人寄せ

(42)

右は元禄九年頃と思われるが、この構成はまさに、新田奉行の下に自立的な支配体系が成立していたことを物語るが、実はその点こそ「藩営新田」の矛盾が起る要因があった。

元禄七年、元締役武田源左衛門を中心とする郡・勘定奉行を中心とする藩政上の官僚グループは、三〇条にわたる「覚書」を提出した。そのうち大きな問題は地方支配のあり方についてであり、就中、新田をめぐる問題であった。具体的には、(a)その支配体系と(b)新田物成についてである。

すなわち、「覚書」第一条においては、貞享検地により領分中の「見取場并新田」が「相改」られ、その支配は「新田奉行并代官」が行う事となったとし、近年においては金木新田がその対象地であるとのべて、ところが現実には同新田においては「郡奉行支配」となって、「新田代官江郡奉行致差図」しており、同様「惣見取場吟味」についても郡奉行管轄であるとして、「新田奉行御差別」を求めており、第二条は、広須新田のうち開発が終了した地域からの「古村物成」を「新田御入用」とせず、「向後ハ古村御物成之分は表御用」にまわすようにのべており、第三条・第四条・第五条においても「樋口村向外瀬村」「鳥井野新田」「清野袋町田袋曾(虫損)袋五郎袋大川袋青女子袋……古来御鳥屋林之跡」について、「表代官」支配化、ならび物成の「表御用」化に同様の要望をしているのであ

る。

右のことは、明確に天和期以降の「藩営新田」政策に修正を求めているのである。

すなわち「広須新田条々」にみられた「藩営新田」構想の実現によって、新田を自給的に開発させる目的をもって、津軽藩では地方に対して郡奉行→代官(表代官)体系と、新田奉行→新田代官体系の二つの支配体系が成立したのだが、現実には、個々の新田においては、直接的に郡奉行がその支配管轄を行っており、この点では、構想通り(新田を空間的にも古村から分離せしめ、そこに独自の支配を行う)には開発は進展しなかったのである。

この進展しなかった理由は次の如くに考えられよう。もともと近世農業は、水利排水と採草をその生産の必須条件としており、特に開発の進捗はそれらの利用に大きな影響を与えるが、それらの利用は当然、個々の新田村民のみならず、周辺の古村、また当該地以外の新田の農民と相互的に行なわれざるをえない。それ故に、単に新田を地域として、古村や他の新田と切り離れた形で存在せしめることは不可能であり、そこには、日常的に両者間の再生産を保障する「調停者」としての藩機構の介入を必然化せしめるのである。そのことこそが郡奉行をして新田代官に対して「差図」することをなさしめるのであり、それだからこそ「新田奉行」は「御差引被遊候而差支申儀も無御座」き存在となっていくのである。

また「藩営新田」構想の財政上の基軸であった開発費用の自己調達策の変更は、一つにはそれぞれの新田が一定成就した結果である

とも考えられるが、基本的には元禄期の藩財政をめぐる問題がからんでいと思われる。

すなわち、貞享検地による打出、ならびに定免制採用・諸役負担の軽減によって藩権力が確立した藩財政、具体的には一五万石の収奪と五万石の廻米目標⁽⁴⁵⁾が、現実には実現されなかった元禄期において、その目標（大坂市場の開設と結びついた幕藩制市場のより強制的な規定性のもとで設定された）を達成するために、例えば元禄四年に「弥御新検以後定免ニ被仰付候共打続不作ニ付、百姓共為御救無拠検見被仰付」とい、定免制での収奪を検見取に変えながらも、収奪量を維持するために豊作であった同年には「増米」として新しい収奪を実施しているのであり、この点からは「不作」についての対策として、藩権力が行なった一連の諸改革は元禄前期にあっては機能しなかったといえるであろう。とするならば、元禄前期にあっては藩財政は必需量（具体的には廻米量）の飛躍的增加にもかかわらず、供給量（すなわち収奪量）はそれに見合う形では増加しなかったといえよう。そのなかで供給量を必需量に少しでも近づける一方策として、新田物成をその新田の更なる開発実現のために投入することなく、直接的に藩財政に組み込むこと、すなわち「表御用」化することが建議されたのであり、新田をめぐる情勢は、もはや「藩宮新田」（天和期からの）の展開にとり、適合的ではなくなっているのである。

まとめれば、天和型の「藩宮新田」は支配的にも、財政的にも、非新田地帯と切り離されて開発が行なわれることにその特徴が

あったといえよう。このことは、新田地帯を切り離しても藩財政が収支を保てる状況にあっては、開発が開始される時の藩の出費などが主要な問題であり、基本的には財政的には自給的に運営されるのであるから、藩権力にとって非常に好都合であった。しかしながら、まさにその矛盾の原因は、支配的にも、財政的にも切り離したというところにあるのであって、それは幕藩制下の農業のあり方と、幕藩制下の市場構造のなかに包接されていく藩財政の、それへの対応のなかで顕在化していくのである。

かくして、天和期に構想実現された「藩宮新田」は、少くとも元禄期には、その矛盾が顕在化しつつあったといえるが、こうした新田開発は元禄八年の飢饉により中断され、矛盾が内部的に露呈されることはなかったと思われる。また藩権力の動向もこの飢饉を契機として荒廃田の普及へと変わるのであり、前期における新田開発は終息するのである。

おわりに

藩政確立期における新田開発について、若干のべた。ここにおいては「小知行派」「御藏派」と「藩宮新田」を取り上げたが、勿論、この時期における開発一般がそれらのみであったということではない。ただ小論の目的は、新田開発と藩権力の動向に主眼があり、それ故、一つには、この期に質的量的に中心的であった開発を主題と、かつ藩権力との関わりを確立期の問題として地方知行制をからめて検討することを重点に据えたのである。

右の観点から確立期における新田開発は、津輕藩の場合、地方知行制に規定されて、単に耕地増大ばかりではなく家臣団再生産の恒常的なルートとして展開しており、⁽⁴⁷⁾その限りでは「御蔵派」も同様な意義を担っていたといえよう。そこにおいて藩権力は、例えば主要河川の支配や、個々の新田の規制にみられる如く「調停者」として機能している。これが、寛文―延宝期における藩権力と新田開発との基本的関係であるが、それは開発の持っていた意義の消失と、対外的な市場構造の変化により変換していく。この点では新田開発が単に地方知行に規定されているのではなく、むしろ地方知行制を存続させる主要な意義を確立期にいたるまでは有していたといえよう。

かくして藩が直営する「藩営新田」が展開するのであるが、その矛盾の顕在化の原因は幕藩制の規定が個別藩財政を包接した所にあったのである。

津輕藩における新田開発については、特にその個々の経営をも視点にいれての研究が必要であり、また新田検地⁽⁴⁸⁾についても検討されなければならないが、小論では取り上げることができなかった。この点については後日の課題としておきたい。

〈附記〉

小論は昭和五十一年度に東北大学渡辺信夫教授に提出したレポートに加筆したものである。その際、渡辺教授、ならび弘前大

学助教授沼田哲氏に御教示をいただいた。末尾ながら御礼を申し上げます。

註

(1) 前者は大石慎三郎氏の「土豪開発新田」に関する一連の諸研究、後者は木村礎氏の武蔵野新田についての諸研究に代表される。

(2) 木村礎氏 『近世の新田村』 四六頁

(3) 『日本国語大辞典』による。

(4) 『青森県史』に数例散見する。

(5) 『青森県史』所引「滝川家記」

(6) 同 右 「工藤由緒書」

(7) 『弘前市史』は「小知行派立」の起源を四代信政以降（明暦以後）に求めているが、『平山日記』（「みちのく双書」第二二集）の寛永十八年条には次の記事がみられる。

下柏木村派立制札初而参候下柏木派立之節柏木御座候ニ付下
柏木と成申、後ニ梅田村と改ル 柏木村の五兵衛方ニ有之候制
札を見るに其文

札

西ハくるみ館岸より南ハ大野甚右衛門知行之岸迄東ハへえ沢迄三
拾石宛之小知行派ニ申付候 尤支配頭工藤左馬之助齊藤次郎右
衛門江聞合可申者也

右の史料から明らかに寛永末期には、すでに「小知行派立」が様々な形態の開発の一つとして展開していたことが確認できよう。

(7) 『弘前市史』藩政編一〇一・三二三頁)

(8) 『弘前市史』藩政編一〇〇頁

(9) 菊地利夫氏『新田開発』上巻 六八頁

(10) 奥本算人氏「江戸時代初期に於ける津軽藩の新田開発」(『弘前

大学国史研究』二一・二二二頁) 二二二頁二四頁

(11) 『奥富士物語』によれば「……高岡様(信政)御代初迄今御手廻を御本参と唱へ、御馬廻りを新知士と称するとかや。」(『青森県業書』第八編、上巻二六〇頁)とあり、「新知士」は「馬廻」の別称であり、それは「本参」である「手廻」に対応している。

同書によれば、「本参」とは「……惣而御譜代侍大小身共に申、其内器量次第役々へ段々御取配被遊、其撰残を五組に御分被遊て御先手に被遊候小頭を、御手廻組と被為召候、其頭を御手廻組頭と号也」とあり、「新参士」||「馬廻」とは、「新参新知上方又は在々所により被召出候小身侍を集めて組に御分被遊」としており、番方において譜代||「本参」||「手廻」に対する、外様||「新参」||「馬廻」の性格を有している。

(12) 『津軽興業誌』(『新編青森県叢書』第四巻) 二〇八頁

(13) 『奥富士物語』(前出)

(14) 国立史料館蔵「信枚公恩知百石宛被宛行覚」。弘前市立図書館蔵「八十三騎家筋」。『津軽一統志』(『新編青森県叢書』

第四巻)による。

(15) 明暦二年「山県村諸給人御検地之帳」による。同村には「非手作」

給人十一名、「手作」給人九名(うち一名は手作地の他に、給地百姓による耕作地をもっている。)が確認でき、「手作」給人の基本は「小知行」である。その(「小知行」)の最高知行高は四〇石余、最低一八石余であるのに対して「非手作」給人は最高でも一二石余、最低は二斗余、両者の平均をとれば、前者が三〇石五斗九升五合、後者三石四斗五升五合である。これに「非手作」給人の知行高の大きさ(基本的には一〇〇石以上)と「小知行」のそのの小ささ(一〇〇石以下)を考慮するなら、「小知行」の集中性と、「非手作」給人の分散性は明らかであろう。

(16) 明暦二年「山口村御蔵惣郷御検地之帳」による。

(17) このことは国立史料館蔵「御定書」第三巻「小知行頭 関伝右衛門・浅利猪左衛門・今勘右衛門」にあてた寛文五年十月六日「覚」によって確認できる。

(18) 「御定書」第五巻、寛文十年九月三日付史料は「小知行之者大勢御足輕二申付」た旨を記し、その結果、「上下」(江戸へ)する小知行が少くなったとして「其年下之内」の者を「差登」る路銀を調達するために「従先規茂合不出候常物込之小知行共」に「不残茂合銀」を申し付け、「支配之小知行当暮より六拾目宛上納」を「進藤庄兵衛・一町田八郎右衛門・喜利支丹穿役人・鉄砲御横目・御郡奉行・小知行支配人小倉六左衛門」に命じている。このうち進藤・一町田は用人である。

(19) 『金木郷土史』 四五五頁 毛内文書

⑳ 『津軽信政公事績』二〇〇頁

㉑ 川倉村についての史料は、「今度頭替り」によって、開発の功として「与力頭」に任ぜられていた「私共五人」が「与力頭付」に降格されたのに対して、再度「与力頭役に罷成候様」願い出たものであり、一方、鶴ヶ岡の場合は、貞享二年に藩から「分限帳」提出を命じられたのに対し、その時にいたるまで開発の功としての加増が実現されなかったので、「御約束之通り高百石づゝ被下置」よう申し立てたものである。

前者の場合は身分、後者は加増が中心論題であり、その史料の性格を考えるならば二つの開発において択一的に加増と身分の上昇が開発の功としてあったということとはできないと思われる。

㉒ この問題は単に「小知行派立」のみならず開発一般にかかわることとして、第三章において展開すべきであるが、特に給人知行権との関連からここに述べた。それ故、「小知行派立」とそれ以外の開発Ⅱ派立についての藩権力のかかわり方がことなっていたことを意味していない。

㉓ 「御定書」第四卷 寛文八年正月十八日

㉔ 「御定書」第四卷

㉕ 「御定書」第三卷 寛文五年十月六日付の二つの「寛」、郡奉行と勘定奉行の職掌を定めている。

㉖ 「御定書」第三卷 ㉗ 史料の郡奉行職掌 第七条。

㉘ 『金木郷土史』所収 「天和書上」

㉙ 弘前市立図書館蔵「大光寺御代官所本町村御蔵給地田畑屋敷其外

諸品書上帳」（文久三年写）による。㉚の史料同様、貞享検地に

先立ち、天和年間に領内全村に提出させた書上で「天和書上」と通称される。㉛は『金木郷土史』に正式な名がのっていないので便宜的に「天和書上」とした。

㉜ 宮崎道生氏『青森県の歴史』一五〇頁

㉝ 奥本・菊地両氏の「御蔵派」理解による。奥本氏前掲論文二二号二七頁、菊地氏前出上巻 六八頁

㉞ この見解は、津軽藩の新田開発の展開について定説化しており『弘前市史』等も同じ見方をしている。

㉟ 『藩日記』 寛文三年三月七日条

㊱ 同 右 寛文十一年十二月六日条

㊲ 唐牛与右衛門は「小知行」身分ではなく、延宝三年二月九日には「金銀銅惣御山奉行」に任ぜられ（「御定書」第七卷）ており、そうした上級給人により開発が行なわれている例である。また「山之手代」「山見之弟子」等への加増も、こうした唐牛の地位によっている。

㊳ 後述の第四章・第一節の例、また『藩日記』寛文三年三月七日条の、「御鷹師奈良弥五左衛門・無禄海老名武左衛門・同渋谷勘兵衛」らによる開発が「早損」により中絶し、それを水貫等水利機構を整えて「御百姓派」へ転換している。

㊴ この点についてはすでに渡辺信夫氏が『幕藩制確立期の商品流通』において若干ふれている。同書一八八頁以下。

すなわち、(一)継続してあらわれる岩木川の改修工事 (二)寛文三

年における弘前・十三間の中心としての河港板柳への米蔵の設置
 ③さらに、同時に行なわれた川船五艘の新造などにより、藩権力
 による領内輸送体制をつくりあげたとされる。

③7 土淵史編纂委員会『青森県土淵史』による。

③8 同 右 二六三頁 所収

③9 『津軽信政公事績』一八八頁所収

④0 寛文期には、竹森は郡奉行、福士は町奉行、岡は用人であるこ
 とが確認できる。

④1 『津軽信政公事績』一九一頁

④2 『奥富士物語』上巻二九六頁・大体、元禄九年頃と思われる。

④3 その名と元禄八月の「分限帳」による役職は以下の通り。

野宮理右衛門 郡奉行

対馬万右衛門 郡奉行兼諸手足軽頭

長尾戸左衛門 馬廻番頭

木村八左衛門 町奉行

片岡九左衛門 寄合

武田源左衛門 元締兼大目付

一戸儀左衛門 勘定奉行

吉村弥三左衛門

樋口理左衛門 勘定奉行

佐々太次右衛門 勘定奉行

郡・勘定・町奉行を中心とする、元締・大目付として藩政の中心
 の存在であった武田源左衛門に代表される地方支配と藩財政の中

核的グループである。

④4 弘前市立図書館蔵

④5 『近世地方経済史料』第四卷 「津出米之事」 すでに検地が終

了しないうちの貞享三年末に「登せ米五万石」を目標としている。

④6 『藩日記』 元禄四年八月十二日条

④7 戦国末段階において、なお戦国大名としての権力を編成すること

のできなかった津軽氏にとっては、初期藩政改革にみられる藩主
 権力の確立を実現せしめるほどの一定の「藩主権力」の給人に対

する優越も認めがたく、そうした状況からの藩主権力の確立_{||}近

世大名としての確立は、幕府権力を背景として「御家騒動」を手

がかりとして、上級給人の没落により順次的にもたらされたと思

われ、そしてその没落のあとに、例えば「八十三騎」等を取り込

むことにより再生産させ、かつ上級給人をけん制していくといえ

よう。このような運動を体制的に、下級給人取立・取込を行なわ

せる「上昇の道」こそが成立_{||}確立期における新田開発であった

といえよう。具体的には「小知行」_{||}「新知士(馬廻)」に代表

されるが、この期の新田開発は、年貢量増大だけでなく、こうし

た家臣団編成の根幹として機能していたのである。

④8 新田検地は享保十二年(俵元・木造新田)、元文元年(広須・俵

元・金木の三新田等)に行なわれている。

× × ×

なお本文中に引用した史料の中で「**ト**」は「**候**」に、「**ガ**」は
 「**より**」と表現してある。